

大正期における地主と農民（二）

一水稲単作地帯の一地主の事例研究一

A Case Study on the *Jinushi-Kosaku* (Landlord-tenantfarmer) Relationship in Taisho Period (2)

高橋 満

Mitsuru Takahashi

- I 序論 地主制研究の課題と視角
- II 中浦村における地主制と農民諸層の動向
(以上前々号)
- III 大正期における地主の家と地主経営
 - 1 田中家の本分家・親族関係
 - 2 田中家の地主経営の構造
 - 地主経営の全体的構造
 - 土地集積過程
 - 貸付地経営
 - 金貸付業
 - 小作米販売
 - 手作地・山林経営
 - 家計の構造
- 補論 農民層の農家経済の内容（以上本号）
- IV 大正期における労働・生活組織（以下次号）
- V 終論 若干のまとめと展望

III 大正期における地主の家と地主経営

1 田中家の本分家・親族関係

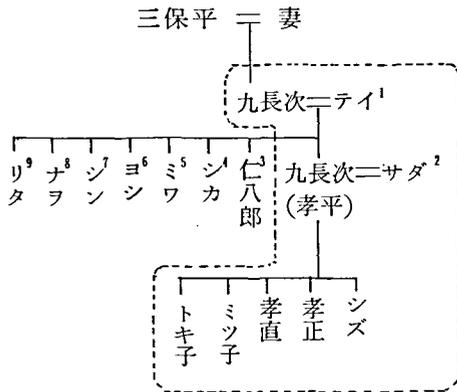
はじめに 序論でのべてきたように、地主制研究は戦前の農村社会の構造とその変動を理解する鍵である。⁽¹⁾この点で、農村社会学における寄生地主制研究は、地主による農民支配の構造、逆にいえば、農民の主体形成の社会的・経済的基盤およびその具体的過程を明らかにしようとしてきたのであるが、理論的にも実証的にも十分な成果をあげているとは言い難い。とくに、地主一小作関

係の具体的姿が社会学のみならず経済史学においても解明されていない点に大きな弱点があった。

以下では、こうした研究状況をふまえて、水稲単作地帯の下級大地主田中家を事例として取り上げ、この家を中心とする労働・生活における様々な契機をめぐる家関係の分析をとうして大正期における地主一小作関係の特質を究明しよう、と思う。その際、とくに地主経営の経済的構造の分析が重要な基礎に据えられねばならない。既述のように、この分析を基礎として、農民層分解が、地主経営の性格や農民的経営の発展により、さらに、これら地主の家と小作農民の家関係によりいかに媒介され、変容を受けつつ実現されるのかが問われねばならないからである。この分析は、当然、地主経営の主體的契機たる田中家の家の構造の解明を前提とする。まず、この分析からはじめよう。

本分家・親族関係 初めに、田中家を本家とする本家・分家関係について述べれば、竹ノ花の次三郎の分派を初発として、続いて、二ツ堂の権次郎、吉次郎、三太郎、九蔵の順で、また、池ノ端にはその孫分家である三蔵、為三家の家々があり、これらを含めて7分家を出している。この分派は藩政期にあったものといわれている。これから下って明治期に聖籠村の要吉、新発田の又平家が分かれた。これらの分家のうち、とくに竹ノ花、二ツ堂の家々は、村外分家として出されたものではなく、田中家の名主としての転居と共に村内分家として置かれたものである。従って、田中本家とこれらの家々との日常生活における対面的交渉はあまりなく、この期には、後にもみることになるが池ノ端の三蔵家が年季奉公に労働力を出している他は、この本家・分家関係が地主田中家の地主経営に直接関係していることはみられない。もっぱら年始や歳暮あるいは冠婚葬祭のような儀

図4 明治末一大正期の田中家の家族構成



- 注：1) テイ 千町歩地主白勢家の分家の長女。
 2) サダ 五十公野村（現新発田）熊倉家の長女。村2・3番の地主（村長）。明治26年婚入。
 3) 仁八郎 小坂に分家後死亡。長三郎家。明治39年結婚。
 4) シカ 浄土宗照善寺（豊栄、嘉山）に嫁ぐ（唐橋家）。
 5) ミワ 大形村（中蒲原郡）大橋家に嫁ぐ。20-30町地主（村長）。
 6) ヨシ 加治川村（西浦）の奥村家に嫁ぐ。地主。明治33年婚出。
 7) シン 加治川村（吉田）の森山家に嫁ぐ。地主。明治35年婚出。
 8) ナラ 佐々木村（西藁口）の佐藤家に嫁ぐ。二宮・白勢家差配（村長）。明治39年婚出。
 9) リタ 小坂部落に分家（明治44年）。長三郎を養子に迎える。

礼的な行事における家関係において、生活的連関において意識されるところの同族的関係にすぎない。⁽²⁾つまり、田中本家と分家との家連合は、もはや直接的には重要な経済的な協同機能を果していなかったといえよう。

次に、大正期に出てくる親族関係にある家々を図4にみよう。大正期の戸主たる九長次の妻テイは、北蒲原の千町歩地主白瀬家の分家の長女に当る。また、二代目九長次の孝平の妻サダは中浦村の隣村五十公野村の2・3番の地主である熊倉家の長女として明治26年に嫁いできている。このいずれの場合にも、婚姻先の家の階層は、田中家と

地主として同等かそれ以上の家格をもっているといえよう。

では、田中家の娘たちの嫁ぎ先はどのような家々であろうか。表の娘たち一人ひとりについてみると、長女シカは隣村嘉山の浄土宗照善寺（唐橋家）に嫁いでいる。同じくみていくと、次女ミワは中蒲原郡大形村の20-30町地主大橋家に、続いて明治33年には三女ヨシが加治川村（西浦）の地主奥村家に、35年には四女シンが同加治川村（吉田）の地主森山家に嫁ぎ、39年には五女ナラが佐々木村（西藁口）の二宮・白瀬家の差配を司どっている佐藤家に嫁いでいる。ここでも先と同様に田中家と婚姻関係を結ぶ家々は、田中家と同じ階層、すなわち地主の家々に限られるのである。地主の通婚圏は地域的には一般農民よりも広いのであるが、階層的な限定があるために、意外に狭い家々の関係により婚姻は結ばれ、そのことにより結果的には一定地域内において地主相互の密接な血縁の綱の目が張りめぐらされることになる。そして、この姻縁関係が地主経営の展開において一定の機能を果すことになるのだが、これは後に考察することにして、「四女よ志引越日記」によって、より具体的に婚姻をめぐる地主相互の関係をうらづけておこう。

記

・九月十七日 西浦奥村氏未亡人及加治佐藤氏同道中ノ目星ノ宮へ参拜ノ帰途立寄ラレタリ折柄不在昼飯ヲ上ゲ四方八方ニ話アリ三時過婦宅セラレタリ当日土産物菓子袋入

・九月十八日 新保熊倉老人加治佐藤亭治氏来訪セラレ四女よ志ヲ西浦奥村氏ノ婦ニ貫ヒウケ度旨懇ノ談ガアリ尚奥村老人ハ春来病氣ニ付キ誠ニ性急ニナラレ一日モ早く安堵致サセ度ニ付同日参上致シ御返答承り度宜シク御相談ヲ願フ旨申置カレテ帰ラル同日奥村ヨリ到来品ビール五本コーヒー入角砂糖二箱

・九月二十日 新保熊倉氏宅へ参リ西浦ノ模様ヲ聞キシニ至極宜シキ家ナリ只注意スベキハ山下風堅気ノ方ナレハ衣装ノ費用ヲ用スルコト多シト

・九月二十一日 佐藤氏来ラレ本日取決願ヒ度旨談ジアリ折柄不在老人ヨリ何レ小家ハ御承知

ノ通子供多ニシテ不行届キ儉約専ラナルカ右御承知アレハ御話ニ応シ度キ心得ナレド蓮花寺隠居遷化ニ付家内ノ相談未ダ出来ザル次第ナレハ四日間猶予セラレ度旨返答セラレ佐藤氏喜ビ帰宅セラレタリ 佐藤氏ヨリ菓子一折ヲ恵マル

・九月二十二日 佐藤酒（三升）肴（アラ鯛二枚）等ヲ持参セラレ昨日ハ有難西浦ニ於テ大安堵ヲ致シ然ル上ハ思召ニ従ヒ四日ノ後上ルベキ処何分老人ノ急ガル事故重ネテ参上致セシ次第ナリ就テハ来ル二十七日ニ結納ノ印致シタク差合ハナキヤ否承り度旨申出ラレタリ当方ヨリハ二十七日ハ故障無之只願ハクハ時節柄節儉致シ度申シタリ

このように、地主の家の婚姻において重要なのは、結婚する本人たちの意向ではなくて、まず、双方の家格の約合が問題であり、家の生活・財産の内容が大きな目安となった。つまり、婚姻における「同格原理」がはたらいっているのである。そのために田中家では熊倉家へ行って奥村家の状況を調べているが、この婚姻の場合には、田中家と同等以上の財産・土地所有があったと思われる。また、そこから地主熊倉家と田中家、そして仲人にたった佐藤家との家としての密接な関係が窺い知れよう。元々、熊倉家と田中家とは親族関係にあったのだが、この関係は田中家の四女よ志と奥村家との婚姻により田中家—熊倉—佐藤—奥村家というように、広められ、さらに強められることになる。いうまでもなく親族関係は世代ごとに創出され、やがては解消される運命にあるのだが、婚姻の仲介や仲人を介して連鎖的に、そして世代を越えて結ばれていくのである。

さて、残りについてみれば、次男仁八郎は、小坂に分家後死亡し、このあと六女リタが養子長三郎を明治44年に迎え家を継いでいる。この長三郎家は、他の分家との関係が生活的契機に限られるのに対し、本家田中家の手作地経営・山林経営においても重要な役割を果たしているのを後にみるであろう。

2 田中家の地主経営の構造

地主経営の全体的構造 田中家の地主経営を考察するにあたって、まず、その全体的な鳥観を得

ておくことが叙述の便としてよいであろう。この田中家の大正期における地主経営の全体的構造を示したのが表17である。これを分析する前に述べておけば、中浦村の地主たちは、地主的土地所有の極限までの進展、湿田地帯ということから、明治末年から大正にかけて耕地整理による乾田化を前提とする牛馬耕・多肥農法の指導・奨励を積極的に展開した。このことの生産力上昇・安定にとってもつ意義は大きい、それはとりもなおさず地主の主眼が小作料の内包的拡大にあったことを示している。

田中家の場合も小作地経営、すなわち小作料収取が経営の基幹であったことが一目で理解されよう。この表からわかるように、大正12年に取立てた小作米は、1,125俵余り、この価格が11,335.6円となる。

まず、小作地経営による収支をみよう。経営に付随する支出をみると、この中の最大のものは、地租2,823.7円である。続いて水利費82.2円、農会費が75.9円で、合計が2,981.8円となり、さら

表17 大正期における田中家の地主経営の構造

(単位：円)

収 入		支 出	
入付米の販売代金	11,335.63	租税公課・会費	6,649.09
公債・株式の配当	744.98	地 租	2,823.66
公 債	32.50	水利費	82.23
朝鮮事業費 国庫債券	24.98	農会費	75.12
国庫債券	50.00	奨励金	195.00
日本勤業銀行債券	17.55	村 税	1,052.06
日本興業銀行 農工債券	87.75	県 税	1,529.77
69銀行株券	106.95	所得税・雑種税	289.45
長岡銀行株券	425.25	借入金利子支払	192.25
役員報酬	373.06	第4銀行(1000円)	24.70
村 長	360.81	長岡銀行(11000円)	167.55
区 長	12.25	家計費	5,867.15
木材販売代金	507.50		
貸付金利子	618.70		
手作経営利益金	27.02		
雑収入	154.40		

注：「田中家文書」より作成。

に、米穀検査の奨励金として195.0円が支出されている。³⁾しかし、これらに諸税を合わせて作徳米の販売代金から差し引いても、小作地の貸付けによって約4,686.5円という大きな収益をあげている。

次に、公債・株式投資による配当であるが、これが年間約745.0円となる。⁴⁾田中家が公債・株式投資をはじめるのは明治39年の公債買受けを最初としており一般よりも遅れるが、先にみたように、この期に積極的に土地集積を進めながら、他方で投資にも眼を向けるといって一見相反する動きを示すのである。このほか大正期には、8年に朝鮮事業費国庫債券、国庫債券、日本勧業銀行債券、日本興業銀行農工債券を額面3,300円で、さらに取引銀行である六九銀行株券(153株)、長岡銀行株券(400株)を2,590円で取得している。しかし、他方、この債券を担保として同銀行からの借入も12,000円に達し、その利子支払いが年間192円となっている。

この借入金の一部は、前者の公債・株式投資に当てられたが、中心は農民層に対する金の貸付資金に充当されている。この年の貸付額は累積で6千円余に達し、これは明治末と同じ年一割の利率で貸付けられているから、この結果、利子として618.70円が得られている。つまり次にみることになるが、明治末年には熊倉家と親族関係を結びながら地主相互の融通貸付けによって土地購入資金や貸付資金を調達していたのだが、大正期になると額も大きくなるため金融機関との接触を深めて銀行から低利の融資を受け、この資金をより高利で農民層に貸付けてその差額を取得する構造が形成されているのである。こうした構造からも窺えるように、田中家においては、公債・株式投資それ自体に経営の重点を置いたわけではなく、所得の比重からいっても依然小作料取収に経営の眼目があったといつてよいだろう。なお、分家や小作人の一部には、田中家に預金する例もみられ、金融機関の発達がみられても、これら一般農民がいまだ地主を媒介にして接触しなければならない段階にあったことに留意しなければならない。つまり、田中家の先のような利子取得の構造は、こうした段階を前提にして可能であったこと、また、農民層分解は地主経営と小作農民とのかかわりを

みることによって明らかにしうることをこれは端的に示しているのである。

この他、この年には村長、区長としての役員報酬が373.1円あり、また、大正期に重点を置いた山林経営の収益507.5円、手作地の利益金が27.2円、雑収入が154.4円となっている。手作地経営の内容については後に触れることとし、次に、田中家の土地集積過程を考察しよう。

土地集積過程 田中家は、村の東部にあって代々村役を勤め、名主として竹ノ花、中ノ目、五十公野などを経て、藩政期末に小坂に来住したのであるが、この頃既に地主的性格をそなえ、さらに、村役に就くことにより入会林野や水利等を契機とする村落結合の頂点を占めていることを資料的にも窺うことができる。明治期に入っても大区・小区制の小坂組の用掛・戸長を歴任し、中浦村となって以降も大正2—4年の九長次、大正12—13年の孝平(二代目九長次を襲名)と親子二代に渡って村長に選任され、一貫して村政の指導的地位にあった。⁵⁾

まず、この田中家の土地所有の推移からみていこう。田中家は、明治初年には既に20町余の土地集積をおえ、地租改正を経て明治20年まで停滞からやや減少を示していた。表18は明治20年以降の地目別の土地所有の変化であるが、このように停滞・減少をうけて30年以降から大正初期の約20年間に田23町、山林35町余りを加えており、急速にこの間に集積を進めたことが窺える。

残念ながら、この集積の契機や過程、逆にいえば、農民層の土地喪失過程全体の姿を資料的に明らかにすることはできない。だが、先代孝平が二

表18 地目別土地有面積の推移

	明治21	明治31	大正5	大正12	昭和22
	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩
田	18.6.5.06	19.1.9.06	43.1.4.26	45.8.2.11	33.8.0.00
畑	4.5.0.10	3.8.6.26	5.8.7.19	6.6.6.21	
宅地	4.9.23				
山林	4.2.27	29.4.7.22	35.2.7.01	36.2.1.13	
原野	2.6.06	7.3.14	1.3.4.14	1.2.3.03	
計	24.3.4.14	53.2.7.08	75.6.4.00	89.9.3.18	33.8.0.00

注：「田中家文書」より作成

代目九長次を襲名し、財産相続を受ける際に作成した大正4年の「田中孝平蓄積金調」から若干の時期の集積についてその概要を推察しうる。これを見よう。

この「調」によれば、「以前祖父三保平ヨリ与エラレタル金一千五百円ヲ明治二九年一月以来同郡五十公野村大字熊倉興総太ニ、明治二九年十一月ヨリ小学校教員ノ職ヲ奉シ該俸給ノ内ヨリ毎年六〇円ツツ蓄積シテ前記熊倉興総太ニ托シテ利殖シ」、明治42年現在、土地集積資金として3,700円を積立てている。表19は、この蓄積金を資金とする大正3年までの6年間の土地集積を示しているが、これにみるように蓄積金だけでなく、小作料収入を中心とする所得の一部を充当し、さらに、不足する分を熊倉家から44年に250円、45年には3,600円を借入している。これらを土地購入資金として9町余をこの間に集積している。

しかし、これらの資金が、直接土地購入に充当されるのは、例えば、明治43年の細野家からの約3町余の一括購入のような地主相互の売買に限られ、通常はまず、農業資金や結婚などの臨時的な生活資金として約利率一割で農民に貸付けられた。こうして貸付けられた金は、明治44年の「利子未納調」を集計すると、累積貸付2,876.6円にのぼ

て、この利子として224.6円が得られている。無論、これは未納分であり、実際にはこれよりもかなり多額の貸付けがあったと考えてよいだろう。この借金の返済は、通常、年度末に米に換算されて請求されるが、返済できない場合、抵当の土地が流れて借金と相殺されるのである。この金穀貸付は、田中家の場合、自分の小作人に限られる傾向がみられている。先の表における旧小坂組を中心とする農民層からの零細面積の集積が、こうした田中家の金穀貸付の展開を契機とするものに当たっている。このように田中家の土地集積は、小作農民層に対する積極的な金穀貸付業展開の帰結である。つまり、前期的な高利貸資本の機能をとうしたものであった。中浦村においても明治末年から小作農民層の生産力担当層としての成長がみられていた。この中で商品経済が浸透してくると、生活資金にもまして肥料資金や農耕馬・牛の購入など農業生産にかかわる資金の借入要求の増大もみられるのである。田中家の零細借付けは、小作経営の経営的安定をはかる側面を有していたことはいうまでもないが、他方、その高利によって農民層の分解を促進させるものであったといえよう。

貸付地経営 大正期の地主経営において中核的地位を占め、田中家自体の生活の再生産と農民生

表19 田中家（明42～大3年）の土地集積過程

年月	氏名	大字	面積	地目	価額	所得	購入金	借入金
明治 42. 1	斎藤安造	二ツ堂	3.3.09	田	495	1,019	539	
42.12	斎藤翌松	竹ノ花	9.17	田・畑	120			
43. 1	小池菅松	小坂	7.21	畑・宅地	83	976	3,658	
43. 5	細野弥蔵	下中ノ目	3.0.1.02	田・宅	3,658			
44. 1	大竹紹介	小坂	1.2.14	田	170	1,234	2,659	
44.12	青野武吉	荒町	1.7.24	田	260			250借用
44.12	小池吉次郎	戸板沢	1.7.7.16	田・畑	2,150			
45. 1	小池市太郎	小坂	8.18	田	130	1,603	3,497	
45. 3	佐藤荘三郎	佐々木村	2.1.8.00	田・畑	3,680			3,000借用
大正 元.12	榎本彦太郎	荒町	3.6.28	田	870			
元.12	大竹乙栄門	小坂	6.19	田・山	83	2,177	818	
元.12	折笠利三郎	荒町		田・畑	155			
3. 4	斎藤勇造	竹ノ花	7.3.00	田	1,088			
3. 4	"	"	3.19	田	52			

注；「田中家文書」より作成。

表20 大正期における大字別所有地

大字	大 正 5 年				大 正 1 2 年			
	田	畑	山林	計	田	畑	山林	計
小 坂	反 157.5	反 24.4	反 351.8	反 543.7	反 163.8	反 35.6	反 357.5	反 556.9
赤 橋	3.3			3.3	3.3			3.3
荒 町	74.4	12.8	0.2	87.4	74.6	12.6	0.3	87.5
戸 板 沢	16.3	1.2		17.5	17.8	1.1	3.6	22.5
太 齋	1.6	0.3		1.9	1.6	0.3		1.9
二 ツ 堂	39.1			39.1	40.3			40.3
竹 ノ 花	29.8	0.3		30.1	29.8	0.3		30.1
切 梅	18.0	2.2		20.2	22.3	4.9		27.2
大 伝	21.9	7.3	0.4	29.6	21.9	7.3	0.4	29.6
藤 掛	27.2			27.2	28.4			28.4
小 友	7.9			7.9	7.9			7.9
浦	15.1	0.9		16.0	15.1	0.9		16.0
浦 新 田	12.2			12.2	12.2			12.2
五 十 公 野	6.4			6.4	7.2			7.2
蓑 口					7.5	3.2		8.7
西 浦					3.7			3.7

注: 「田中家文書」より作成。

配の基盤ともなった貸付地経営の特色を次にみよう。

まず、表20で大字ごとの所有地の分布をみると、その集中性を特徴として指摘できよう。明治以降の集積では、こうした下級大地主にあっても、町村はいうに及ばず、郡をも越えてその範囲が拡大するのが通例といわれている。しかし、大正末に若干広がるものの、田中家にあつては小坂部落を中心に旧小坂組の諸部落に範囲が限られる傾向にある。この点、藩政期におおよそ集積をおえた100町地主細野家とおなじ特徴をもつが、その要因は異なる。これは田中家の場合には、既述のように、金穀貸付という前期的高利貸資本としての機能に伴う集積であり、しかも、貸付けを受ける農家は、経営合理性にもとずいて選ばれるわけではなく、藩政期からの入会林野や水利で密接な関係にあった諸部落、人格的に繋りのある農家に限られることに要因が求められよう。それは旧来の村落結合における田中家の重要な地位をよく窺わせるし、また、それを依然念頭に入れた田中家一九長次、孝平一の地主経営の方針と考えられよう。

さらに、貸付地経営の特徴を、表21の大字別貸付地の分布にみよう。これは、先の属地主義に対

して属人主義の集計であるから必ずしも一致しないが、これからわかるように、諸部落間の格差は大きい。小坂、戸板沢、動木橋、荒町などが全体として大きい。小作人一人当りでは居村の小坂の18・6俵とともに竹ノ花、二ツ堂がそれぞれ20俵を越えて比重が高い。この二ツ堂には権次郎、吉次郎、三太郎、九蔵の4分家があり、竹ノ花に次三郎家があつて同族的関係を形成している。つまり、貸付地も単に経営的安定のために上層小作農に集中するというのではなく、地縁的・血縁的・身分的要因が考慮されているということが特徴的であり、これは番頭や差配人を擁さない田中家の小作人支配からして当然の措置でもあつた。

この田中家の地主-小作関係を一層広めたものが山林所有である。もともと真木山は近郷の農民の入会林野として肥料・燃料源として利用され、田中家は藩政期にはこの利用を契機とする村落結合の頂点の一角を形成してきた。しかし、地租改正を経て一部田中家の所有に帰され、山林の利用についても小作料を伴うこととなつた。大伝、乙次、下中ノ目部落の入付米は全てこうした山林利用の入付米である。みるように、これが契機となつて田中家の小作関係の範囲は大きく広がる。

ここで、いかなる小作契約が結ばれたかを見て

表21 大正期における大字別作徳米

(単位: 俵・人)

大字	大正2年	大正6年	大正10年	大正14年	小作人数
小坂	447.38	419.15	431.17	481.06	21
赤橋	27.18	25.23	25.18	27.24	9
小友	18.11	18.11	18.11	20.15	2
動木橋	180.07	183.20	137.07	144.25	13
藤掛	12.19	12.19	12.19	12.19	1
太斎	23.28	11.03	11.03	28.11	4
久保	12.22	15.00	10.00	9.30	1
荒町	96.22	149.20	144.09	147.19	27
竹ノ花	84.30	84.20	61.13	73.04	6
二ツ堂	85.37	97.32	93.13	104.24	10
蛇塚	.37	.37	.37	15.28	2
上端	.18	.18	.18	.18	1
大伝	5.15	3.37	3.31	9.14	8
乙次	4.34	4.30	4.31	4.10	12
下中ノ目	8.17	8.19	7.05	6.38	30
切梅		62.18	51.23	71.04	8
戸坂沢		65.07	64.34	80.27	7
浦村	5.20	5.20	5.20	5.20	2
松原	.35				0
五十公野	.30	.30	.30	.30	1
東町	19.04	25.25	25.25	10.34	3
五軒町	13.02	13.02	13.02	13.02	1
下飯坂	.10	.10	.10	.10	1
八幡	1.00				0
大寶地		.23	.23	.23	3
佐々木			29.10	29.10	2
横堀		2.00	2.00	2.00	2
岡屋		18.00	1.00		0
西浦			14.00		0
計	1053.40	1123.29	1125.26	1230.38	174

注: 「田中家文書」より作成。

みよう。以下は、田中家の小作契約証である。

田方一季小作証

右者貴殿所有地明治四五年度一季限小作致度御願申上候処御聞届相成コト難有奉存候依之左ノ条項遵守可仕候

- 一、御入付米ハ善良ノ米質ヲ選ビ乾燥調整共精々念入レ正規俵装通り四斗入式重皮トシ本年拾月拾日ヨリ拾壹月三拾日迄ノ間
- 二、於テ御指導ノ日時貴殿ノ蔵所へ持運ビ皆済可致候ニ田地境界ハ移動セザル様注意可致候
- 三、耕耘培養共念入可致ハ勿論害虫ノ予防駆除等怠リナク尽力可致候若拙者ノ不入精ヨリ作方出来劣リ候様ノ事有之候共引米等ハ決シテ願上間敷候
- 四、其ノ他御指導ノ件ハ違背致間敷候右約束固ク

相守リ可申候万一御入付米拾壹月参拾日ニ至リテ上納相滞リ候ハバ保証人連帯履行仕リ貴殿へ力御損苦相掛間敷候為後日保証人連署小作証書トシテ如可

明治四五年五月二八日 (以下略)

これと同様の条文が既に明治30年にみられ、しかもそこでは「右之通り約定シ小作仕リタル上ハ旧慣ニ拘泥不致都テ貴殿御処分通違背致ス間敷」という規定がみられること、また、とくに第一項にあるような小作米の改良をめざすその内容から考えても、おおよそこの頃に小作証の規定が整備されるとともに、地主による小作人の統制が強まっていったと考えられる。例えば、土地集積の進展に伴ない田中家の地主経営に付随する帳簿類が整備されるのも、やはりちょうどこの頃である。

田中家の小作証書をみると、全てがこのような「一季」小作なのであるが、だからといって田中家が小作人を自己の経営の論理だけで替えられるわけではなかった。つまり、小作人も比較的強い小作権をもっていたのである。それを次の証書に窺うことができよう。

小作田地手放証書

…(略)…右ノ田地拙者小作罷在リ候処本年参月式拾七日貴殿方ニテ御買受ケニ付今般小作手放方御申渡シニ相成リ承諾仕リ候処相違無之候且ツ元ノ土地ニアル物件 皆在リノ儘貴殿へ売り渡シ候ニ付右代金並ニ小作地手放シ御手当金トシテ只今御渡シナルコト難有受取申候係ル上ハ右御所有地並ニ地上物件共残ラズ貴殿方ニテ御勝手御進退可致成候為後日小作手放地上物件代金受取証トシテ如何

明治四五年五月二五日

田中孝平 殿

次に、田中家の居村である小坂を事例として、具体的に地主一小作関係がどのように展開しているのかを詳しく考察しよう。

この部落は、平均入付米が18.6俵と、比較的大きな面積を各家が小作していた。この各家ごとの契約小作料の推移をみたのが表22である。無論、ひとりの小作人が田中家から全ての小作地を借りるわけではなく、4~5人の地主と契約を結ぶのだが、ここでは田中家を中心とする分析に限定せ

ざるを得ない。

この表から、その小作面積に大きな相違があることがわかって。契約小作料30俵以上の11戸、それ以下の10戸である。これが実際の階層構成を示しているわけではないが、中浦村のように圧倒的に無所有・零細農家が多い中では、大よその傾向を示していると考えてよいだろう。ここで具体的な地主-小作関係をみる上で重要なことは、全ての関係が直接に田中家と結ばれているわけではなく、より複雑な形態をとっているということ、すなわち、又小作関係の存在である。大正10年の時点でみると①の又小作人には、④、⑤、⑨、⑩、⑪、⑫、⑭、⑯の8戸がなっている。田中家では、このグループを座、①のような又小作の親方を座頭または大小作人と呼んでいる。①の松次郎座は、135俵余の作徳米のうち118俵がこの又小作人により納入されている。比較的多いのは、③の座で⑨、⑩、⑫の又小作人、⑥の座の又小作人等である。第二層の小作人ではこうした又小作人の分を加えると30俵を越える者もいるが、また、相互に

又小作関係を結ぶなどかなり複雑な様相を示している。

これらの又小作関係における座頭と又小作人との関係は、そこに明瞭な系譜関係をみいだせないし、固定的ではなくて流動的である。しかし、こうした関係によって第一に、同じ階級としての小作人が座頭と又小作人の関係に入ることにより、地主-小作間の契約的・階級的關係が田中家と直接に結ばれるよりも隠蔽され、家と家との身分的關係に擬制されることになろう。第二に、地主-座頭-又小作人という支配・管理の系列を通して小作料の納入が確実化・安定化されることにもなる。すなわち、これら座頭層も土地所有の面では他の小作人と大差ないが、恩恵的に座頭の地位を許されることにより村落生活において一定の高い社会的・経済的地位を占めることができたのである。また、それを背景に、座頭層が小作人支配を実質的に担い、この機構の中で小作料の安定的徴収を実現していったのである。

金貸付業の展開 先にみたように、田中家の地

表22 大正期における大字制作徳米

(単位:俵)

氏名	関係	明治31年 俵	明治40年 俵	大正2年 俵	大正10年 俵	明治31年又小作 俵数	明治40年又小作 俵数	大正10年又小作 俵数
①山形松次郎	⑤の分家③	96.415	107.360	134.064	135.329	⑤-5俵	84	57
②高山文太郎		8.138	49.003	52.412	50.012			2
③小池 丈吉	本家 ⑫	22.343	44.338	36.242	37.181	①-6俵	9	①-5俵 ②-2俵 ⑨-1俵
④山形直次郎	④の分家		15.309	17.030	16.220	①-2俵		8
⑤山形 佐市	本家 ①	15.590	13.390	17.075	17.075	①-14俵	5	①-2俵 ⑥-1俵
⑥宮原 丈三		5.141	5.171	22.091	19.305	①-2俵		①-12俵 代金14円
⑦桜井清太郎	③の分家	13.203	6.293	7.138	13.357	⑨-1俵		⑨-1俵
⑧金田 平七	⑨の分家⑩	24.342	26.019	24.181	23.181	①-1俵		4149
⑨小池 菅松	①の分家	20.020	21.220	24.150	22.150	①-14俵		①-2俵
⑩清治 仙吉	③の分家	17.331	19.267	22.283	22.284	①-5俵	1	①-14俵 ③-2俵
⑪小池 善平	本家⑨	12.361	14.156	18.122	18.122	①-8俵 ⑩-1俵	1	①-6俵 ③-4俵 ⑤-2俵
⑫小池 ハキ	③の分家	11.200	12.190	16.331	16.311	①-6俵	1	①-10俵
⑬桜井 敬吉	⑩	13.176	14.116	14.116	14.166	①-1俵		①-6俵 ⑥-8俵 ⑧-2俵
⑭鈴木 吉		15.068	16.118	16.234	16.234	①-10俵		①-11俵
⑮田中長三郎	③の分家			4.010	7.257			
⑯小林七右門			15円	7.100				
⑰金田 金吉	③の分家	1.047	1.323	3.005	3.047			
⑱清治 弥造	本家⑫⑩	2.144	2.204	2.275	2.194	⑩-1俵 ⑦-0.149		①-5俵 ⑩-2俵
⑲金田 新蔵	本家⑫⑦⑩	8.410	370	1.321	⑫-1俵 ③-9俵	1	③-3俵 ②-2俵 ③-2俵	1
⑳近江留次郎		1.012	1.042	1.082	1.082			
㉑桜井清次郎			486	1.061	1.065	①-3俵 ⑨-1俵		3
㉒清治 新作	③の分家			025	025			③-6俵 ①-2俵 ⑨-1俵
㉓宮原 又一		159	159	160	160	①-1俵		⑥-2俵 ⑧-1俵 ⑨-1俵
㉔桜井 福松	本家⑦ ⑩	20.266	20.066					
㉕小池 藤八	⑩							
㉖田中九長次	⑩							

注:「田中家文書」および「聴き取り」により作成。

主経営の再生産の基礎は、主に、土地所有に基づく小作料の収取にあったが、この土地集積過程は農民に対する金穀貸付をテコとして進められた。それは、明治期にあっては、孝平の給与や小作料による所得、さらに、田中家と親族関係にあった熊倉家からの融資により、積極的に進められたのである。

この金穀貸付は、明治44年において総額2,876.6円にのぼり、利率1割、これによって224.6円がえられていた。これと対比しながら、大正期の特徴を明らかにしよう。

このために田中家の「大寶恵」を整理したので

表23 大正期における金貸件数・貸付額

(単位：件・円)

	貸 付 け 件 数								貸 付 け 額							
	29	49	99	199	499	999		計	29	49	99	199	499	999		計
1月	1	7	11	5	7	1	0	32	15	185	620	558	1920	500	0	3788
2月	0	1	1	0	2	0	1	5	0	30	80	0	400	0	1500	2010
3月	1	17	6	5	2	0	0	31	10	490	375	860	1000	0	0	2735
4月	4	16	8	7	3	1	0	39	67	510	535	830	1050	500	0	3492
5月	4	6	7	4	2	0	1	24	40	360	240	460	550	0	1000	2650
6月	3	3	1	2	1	0	0	10	35	85	121	200	250	0	0	691
7月	3	6	0	3	3	0	0	15	27	175	0	350	900	0	0	1452
8月	8	9	2	4	0	0	0	23	83	226	120	690	0	0	0	1119
9月	2	1	0	2	1	0	0	6	30	30	0	230	300	0	0	590
10月	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2000	2000
11月	0	2	0	1	2	0	0	5	0	81	0	160	500	0	0	741
12月	4	6	7	5	2	0	0	24	50	160	440	560	580	0	0	1790

注：「田中家文書」より作成。

表24 農家負債用途別金額（竹俣万代）

生活費	冠婚葬祭	金肥購入	家畜購入	農機具購入	園樹改植	その他	計
500円	50円	400円	50円	50円	20円	300円	1,370円

注：「竹俣万代区有文書」より作成。

表25 農家負債借入先（竹俣万代）

産業組合	無尽講	貸付業者	地主	相互貸借	肥料商人	計
0円	150円	0円	700円	500円	20円	1,370円

注：「竹俣万代区有文書」より作成。

に520円が使われている。また、その借入先としての地主の役割の大きさもそこから窺い知ることができよう。この調査では、地主の貸付方法として、返済は1-5年の期限、利子は無利子または5歩利として田中家よりも大分低利のようであるが、田中家がことさら高い利子を取っていたわけではない。第二に、生活資金・経営資金の借入れにも時期的な相違があって、表にみるように、零細貸付の1つのピークである3-5月は肥料購入資金・農耕馬の購入資金など農家の経営資金にあてられたものであろう。これに対して7-9月、12-1月の零細貸付は、7-9月が秋の収穫までの窮迫的な借受け、12-1月は越年用の生活資金と考えてよいだろう。つまり、農民層の窮乏化に基づく貸付けとともに、この零細金穀貸付は農民的経営育成機能を持っていた、といえよう。それは言うまでもなく、結果的には、農民的経営の発展によって田中家の小作料の安定を実現することになる。従って、田中家からのこのような零細金穀貸付が、抱持小作人に限られる傾向がみられるのも当然のことなのである。

次に、この貸付業の展開をより詳しくみていくことにしよう。表26は先の「大實恵」を借受人ごとに集計したものである。そこから田中家との家関係による相違をみようというのである。

まず、分家についてみよう。表に出てくるうち小坂に新しく分家した長三郎家に対しては、みるように無利子で貸付けられている。その用途も葬儀費、県税費、湯治費と、主に、生活費にあてられている。しかし、経営費について本家からの援助を仰がなかったわけではなく、それらについては貸付けではなくて、貸与または本家がかりで全て取り仕きられたのである。長三郎以外では二ツ堂の三太郎、池ノ端の三蔵家があるが、利率をみると月9厘、年1割で他の農民とかわりはない。分派の時代的な相違にもよるが、むしろ日常生活交渉、手作地経営・山林経営などの生産における関係の度合により条件に違いがみられることになるのではなかろうか。

ところで、そうだとすれば田中家の居村である小坂と他の部落に、また、小坂部落内においてもやはり相違がみられるはずである。これについて、まず小坂と他の部落の相違についていえば、利率

や金額については余り違いはみられない。ただ、田中家の地主経営の方針として明確なものではないが、そこから小坂以外の貸付けでは保証人や担保の取られることの多いことが指摘できよう。この保証人には通常は本家（本家が借りる場合には逆に分家）がなることが多い。つまり、返済の確実化がこの家関係によって計られるのである。だから借金の額が重なると、保証人は、さらに、2人、3人と取られる例がみられる。

さて、次に小坂部落内についてみておこう。分家長三郎家についてはみたとおりであるが、この場合、とくに先にみた小作農民間の階層の相違、座頭層と他の小作人との違いが問題となる。そこからいえることは、金を借りにくる家々のうち長三郎家を除く12の家のうち①、②、③、⑧、⑨、⑩、⑪の7家が又小作人を擁する座頭である。つまり、傾向的に言えば、田中家の小作地経営の中で小作人支配の中核的位置を占めていた座頭層の方が他の又小作人よりもこの金穀貸付けについては、より優遇を受けていたといえよう。そして、この使途についてみるように春先の貸付けのほとんどが肥料購入資金・農耕馬購入資金にあてられていたと思われ、それによってこれらの家々の経営はより安定を保つことができたのではなかろうか。先の竹俣万代の例でも小作層よりも自小作層が一戸当りの負債額は大きい。⁶⁾つまり、上層農家の方が農業経営により多くの資金を必要としていたということであるし、また、その借入についても地主の恩恵をより受けやすい立場にあった、といえよう。田中家の小作地経営はその小作人支配という点では座頭層を小作料收取の担い手としていたが、この金穀貸付によって、一方では利子を取得すると同時に、他方、座頭層の経営の保護・育成を計ることになったといえよう。これは田中家の居村小坂に限られる事ではなくて他の諸部落についても同じことがいえる。

小作米の販売 既に述べたように、田中家の地主経営の中核は、小作料の収取にあった。そこでこの小作料収入のいわば価値実現過程である小作米の販売をやや詳しくみておこう。小作米の販売自体は地主の意志決定によっておこなわれるのであるが、しかし、これも明治30年代を画期とする資本主義の確立と米穀市場の整備によって米価の

表26 田中家の金貸付業

氏名	年月日	金額(円)	利率	備考
山形松次郎 (小坂)	大 4.12.27	20.00	1割/年	保証人 小池丈吉 賃金より差引
	3.04.03	10.00	8厘/月	
	4.12.27	5.00	1割/年	
	5.04.13	10.00	9厘/月	
	3.04.01	20.00	1割/年	
	9.04.29	30.00	"	
	10.01.01	90.00	"	
	11.04.20	40.00	9厘/5月	
	12.03.32	50.00	"	
	12.12.26	50.0	"	
	13.01.20	104.00	1割/年	
	13.03.22	20.00	9厘/月	
	13.05.21	35.00	"	
	13.07.28	3.00	"	
	14.05.08	30.00	9厘/月	
14.12.12	15.00	"		
15.03.10	100.00	"		
高山文太郎	7.12.29	80.00	1割/年	抵当木造平家一棟 農馬購入 肥料購入金
	2.04.12	50.00	9分/年	
	9.01.19	50.00	9厘/月	
	9.04.22	25.00	9厘/月	
	10.12.10	米 5俵	2升/俵	
小池 丈吉	7.05.04	25.00	8厘/月	保証人 山形松次郎
	9.01.10	250.00	1割/年	
	9.06.11	250.00	1割/月	
	10.12.15	50.00	1割/年	
	13.01.20	104.00	"	
山形直次郎	6.12.03	20.00	9厘/月	
山形 佐市	10.04.23	50.00	"	
	10.08.18	10.00	9厘/月	
	11.01.16	50.00	"	
	12.05.11	15.00	"	
	14.05.05	40.00	"	
	15.04.14	60.00	"	
桜井清太郎	9.01.29	300.00	1割/年	
	11.03.23	130.00	"	
	12.01.20	30.00	"	
金田 友平	8.03.24	30.00	8厘/月	朝鮮牛購入金
	9.03.30	20.00	9厘/月	
	10.04.27	35.00	"	
	11.03.24	30.00	"	
	12.04.28	80.00	"	
	13.03.24	20.00	"	
	14.03.20	30.00	"	
小池 菅松	明 43.01.23	20.00	1割/年	
		30.00	"	
	大 10.04.18	7.00	9厘/月	
	10.07.22	30.00	"	

氏名	年月日	金額(円)	利率	備考
小池 菅松 (小坂)	大 11.04.18	30.00	9厘/月	税金用の由 肥料代金 肥料資金 肥料資金
	11.08.28	3.00	"	
	12.04.14	350.00	"	
	12.05.18	5.00	"	
	13.03.21	40.00	"	
	13.05.16	35.00	"	
	14.04.09	65.00	"	
	14.07.25	5.00	"	
	15.03.11	95.00	"	
清治 新吉	2.12.17	100.00	9分/年	
	4.01.01	60.00	"	
	11.12.20	200.00	"	
小池 善平	3.12.10	130.00	9厘/年	保証人⑤ ② 肥料購入代金 肥料購入代金 肥料購入代金
	9.03.15	40.00	"	
	11.05.24	40.00	"	
	12.04.17	40.00	"	
	13.04.21	30.00	"	
田中長三郎	14.04.14	50.00	"	葬儀費 県税費 湯治費
	9.04.17	100.00	"	
	10.08.27	26.00	"	
	10.09.01	15.00	"	
	10.10.29	2000.00	"	
	11.12.27	50.00	"	
	12.05.21	20.00	"	
12.08.06	50.00	"		
清治 弥蔵	11.05.04	150.00	9厘/月	清治新吉農馬購入ノ趣
桜井清太郎	10.08.80	30.00	8厘/月	
鈴木 三蔵 (動木橋)	3.12.22	100.00	9.5分/年	保証人 鈴木徳蔵(本家)
	7.07.20	20.00	9厘/月	
	12.01.15	70.00	"	
	12.01.15	20.00	"	
	12.09.08	15.00	"	
	12.11.20	31.00	"	
	13.03.22	35.00	"	
	14.03.13	20.00	"	
	14.03.26	30.00	"	
	14.05.20	30.00	"	
小池市太郎	7.06.19	10.00	9厘/月	医師薬礼ノ趣 保証人 折笠勘次郎
	7.07.20	25.00	"	
	8.06.11	20.00	"	
	9.01.28	20.00	"	
	9.06.13	25.00	1分/月	
大竹 留作	9.01.15	50.00	9朱/月	親族 相馬由之助入用金 分家肥料購入代金ノ趣
	9.02.28	30.00	"	
	9.08.30	150.00	9厘/月	
	9.09.15	30.00	"	
	10.01.23	50.00	"	
	10.03.01	25.00	"	
	10.04.22	30.00	"	

氏名	年月日	金額(円)	利率	備考
大竹 留作 (動木橋)	大 10.04.27	35.00	9厘/月	
	10.05.13	30.00	"	
	10.06.21	15.00	"	
	10.08.11	20.00	"	
	10.12.19	17.00	"	
	11.01.28	15.00	"	
	11.03.22	10.00	"	
	11.04.07	30.00	"	
	11.05.28	10.00	"	
	11.06.13	20.00	"	
	11.12.29	40.00	"	
	12.03.30	20.00	"	
	12.04.29	15.00	"	
	12.04.29	10.00	"	
	12.05.16	50.00	"	
	12.05.21	110.00	"	相馬由之助・大竹留作肥料購入
	12.08.10	20.00	"	分家 留次ノ分
	12.08.12	20.00	"	
	13.05.03	70.00	"	
	13.08.07	8.00	"	
13.01.07	270.00	"		
13.04.28	50.00	"	肥料購入金	
	4 俵	"	小池春造未納米	
13.08.09	17.00	"		
14.01.21	150.00	"	農用牛買入金	
14.08.22	30.00	"		
14.04.14	80.00	"	肥料資金 保証人大竹定四郎	
15.05.07	60.00	"	肥料購入資金	
15.08.28	20.00	"		
吉田 橋作	11.05.10	30.00	9厘/月	肥料購入資金
	12.04.12	30.00	"	
	13.12.10	25.00	"	
大竹定四郎	13.06.15	100.00	9厘/月	肥料購入代金
小池 定次	9.05.04	60.00	9.5厘/月	肥料購入金ノ趣
鈴木 徳吉	9.05.14	200.00	9.5厘/月	保証人 大竹留作
	10.01.10	500.00	9分/年	
	11.12.29	100.00	9厘/月	
	12.04.04	300.00	"	保証人 富樫弘一
	12.02.12	1500.00	"	
	12.05.18	350.00	"	
小池 栄作	9.05.22	15.00	9厘/月	
	10.01.16	20.00	"	
	11.03.23	30.00	"	
	12.06.28	10.00	"	肥料購入資金ノ趣
清治 又作	明 45.06.30	20.00	9.8厘/月	保証人 小池市太郎
	大 2.08.10	15.00	9厘/月	
	10.01.01	35.00	"	
	10.12.27	30.00	"	
	11.01.27	250.00	1割/年	抵当 宅地2筆畑1筆

氏名	年月日	金額(円)	利率	備考
清治 又作 (勳木橋)	大 12.05.29	20.00	9厘/月	農用牛買入資金
	13.04.01	35.00	"	
	14.11.22	160.00	7厘/月	
	14.03.20	40.00	9厘/月	
阿部助四郎	9.11.19	300.00	9厘/月	
	10.06.20	100.00	1割/年	
	12.02.23	400.00	"	
玉浦 市内	14.01.28	40.00	9厘/月	肥料購入金
	14.03.30	50.00	"	
加藤 敬次 (二ツ堂)	5.04.05	150.00	1割/年	保証人 吉田竜次郎 抵当田2反2畝1歩
	5.04.19	50.00	"	
	7.12.22	50.00	"	
	10.03.08	50.00	"	
	11.07.07	150.00	9厘/月	
	11.09.02	130.00	"	
齊藤要三郎	8.01.03	200.00	1割/年	保証人 齊藤六太郎(本家)
	8.01.18	450.00	"	
	10.05.19	100.00	9厘/5月	
加藤健三郎	7.01.23	100.00	1割/年	保証人 加藤敬次(本家) 抵当木造平家一棟 宅地270坪
	2.03.13	80.00	"	
田中三太郎 齊藤 安平	9.03.19	350.00	2.5銭/日	肥料購入貸付資金
田中三太郎	9.04.30	130.00	1分/月	宅地買取資金ノ趣
	12.01.09	80.00	1割/年	
	14.11.15	200.00	9厘/月	
小池幸七郎 (戸板沢)	11.01.22	200.00	1割/年	保証人 富樫弘一 小池寅吉 小池俊治
	11.02.15	350.00	"	
	11.07.12	250.00	"	
富樫 弘一	11.04.21	100.00	9厘/月	農耕馬購入ノ趣
	13.12.23	130.00	"	
	15.01.13	100.00	"	
	15.05.09	100.00	"	
小池 俊治	13.08.02	150.00	9厘/月	保証人 小池儀一(分家)
小池 儀一	9.04.30	400.00	9厘/月	保証人 小池俊治(本家)
鈴木甚三郎 (赤 橋)	11.07.28	300.00	1割/年	保証人 岩藏(分家)
鈴木 作次	10.09.14	100.00	1割/年	
	11.03.11	150.00		
今井福次郎 (荒 町)	14.03.06	190.00	9厘/月	朝鮮牛買入金
渡辺 竜吉	7.01.22	1 俵	"	
尾田辰四郎	7.12.31	50.00	1割/年	保証人 尾田辰三郎(本家)
	8.11.23	30.00	"	
下村 広吉	8.08.23	150.00	9厘/月	保証人 田中・下村・森田
遠藤裕三郎	6.12.10	8.00	1割/年	
尾田辰三郎	9.03.06	30.00	8厘/月	保証人 尾田辰四郎
	9.07.01	150.00	1割/年	
	12.12.25	45.00	"	

氏名	年月日	金額(円)	利率	備考	
尾田辰之助	大 9. 04. 02	100. 00	9 厘/月	保証人 尾田辰三郎	
田中 三蔵 (池ノ端)	8. 07. 01	100. 00	9 分/年	松木代 2 0 本	
	8. 12. 18	50. 00	1 割/年		
	9. 08. 03	140. 00	3 銭/日		
	10. 06. 10	50. 00	9 厘/月		
	11. 08. 26	40. 00	"		
	11. 08. 30	10. 00	"		
齊藤六太郎 (竹ノ花)	13. 07. 24	350. 00	"	肥料購入代金	
	13. 06. 09	71. 52	"		
上杉 栄吉 (藤 掛)	8. 03. 13	10. 00	"		
	9. 07. 24	100. 00	3 銭/日		
	10. 09. 14	300. 00	8 厘/月		
	12. 04. 01	100. 00	9 厘/月		
波田野伊松 長松	11. 11. 17	1000. 00	9 厘/月		
上杉 亀蔵	7. 01.	4. 50	6 分/年	屋敷地田地へ土入資金	
	9. 03. 21	100. 00	8 厘/月		
	10. 04. 24	30. 00	9 厘/月		
	10. 07. 03	30. 00	"		
	10. 08. 31	10. 00	"		
	11. 03. 08	50. 00	8 厘/月		
	11. 07. 20	30. 00	9 厘/月		
	12. 01. 15	70. 00	"		
	12. 03. 21	300. 00	8. 5 厘/月		肥料購入資金
	12. 07. 25	40. 00	9 厘/月		
	13. 01. 02	50. 00	"		肥料資金ノ趣
	13. 02. 20	80. 00	"		
	13. 08. 25	20. 00	"		
	14. 04. 28	150. 00	"		
15. 04. 06	80. 00	"			
15. 08. 21	70. 00	"			
齊藤 重蔵 (大 伝)	3. 12. 28	60. 00	1 割/年		
木滑久次郎 (乙 次)	9. 04. 30	500. 00	3 銭/日		
	14. 05. 27	1000. 00	"		

変動や景気の循環により大きな規定をうけることになる。従って、大正期になると、第一に、米価の変動や、第二に、田中家の経営上の都合を考慮しながら小作米の販売がなされることになる。米価の変動についていえば、大正初期に停滞をみせていた価格は、大正6年の中頃から米騒動を契機に急騰しはじめ、やがて第一次大戦後の不況期に停滞をみせることになる。こうした展望をあらかじめ念頭に入れておこう。

さて、表27によってこの大正期の小作米の販売をみよう。まず、月ごとの推移の全体的特徴についていえば、年によって偏値が出ているが、小作料の入ってくる10月から11月にかけてが販売のピークとなっている。この後、また2月、3月4月が一つの山をなし、大正4、6年では6、7月の販売も多くなっている。全体としてみれば、大正の後期になるにしたがって販売の早期化がみられるのではなからうか。

表27 大正期における小作米の販売

(単位：俵)

(単位：円)

月	大 4	大 6	大 10	大 14	計	大 4	大 6	大 10	大 14	計
1 0 月	100	0	400	200	700	400.00	0	5450.00	2759.00	8609.00
1 1 月	300	250	100	100	750	1395.00	2090.00	2300.00	1310.00	7095.00
1 2 月	50	16	100	0	166	250.00	1390.00	1495.00	0	3135.00
1 月	0	172	0	0	172	0	1545.00	0	0	1545.00
2 月	0	100	300	140	540	0	920.00	3965.00	1739.00	6624.00
3 月	0	250	363	60	673	0	2471.07	4538.20	799.00	7808.20
4 月	150	150	0	50	350	675.00	1555.00	0	675.00	2905.00
5 月	50	40	0	0	90	230.00	408.00	0	0	638.00
6 月	100	80	0	0	180	422.00	851.00	0	0	1273.00
7 月	206	30	0	0	236	946.70	260.00	0	0	1206.70
8 月	0	0	0	258	258	0	0	0	3297.00	3297.00
9 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注：「田中家文書」より作成。

表28 田中家の小作米の販売先

(単位：俵・円)

氏名	住所	売渡し米の俵数					売渡し米の販売額				
		大正2年	大正4年	大正6年	大正10年	大正14年	大正2年	大正4年	大正6年	大正10年	大正14年
小林豊蔵	荒町	766	150		100	85	4,694.15	2,780.00		1,360.00	1,130.00
早見乙五郎	新発田	80	236	155	120	165	460.00	1,067.80	1,380.50	1,560.00	2,135.00
佐藤栄之丈	荒町	50	400	250	300	228	290.00	1,807.50	2,179.00	3,954.00	2,871.70
荒川三作	新発田	60					348.50				
土田商店	新発田		50	500				220.00	4,953.00		
近磯商店	新発田		100		220			475.00		3,048.00	
細野治平	大伝				350	50				4,855.00	700.00
高橋三郎	荒町			123	260					1,636.20	3,443.00
木滑ヒサ	大伝			50		50			500.00		715.00
下村広吉	荒町	4	10	50			24.00	52.23	450.00		
姉崎ヤス	荒町					60					748.00

注；1）「田中家文書」より作成。

2）50俵以上の販売のあったものをあげている。

それではこれらの米をいかなる家々をとおして販売しているであろうか。これをみたのが表28である。田中家の居村である小坂の農民も明治初期に米の販売にたずさわっていることはみたが、大正期の「米売極証」にはこれらの家々は出てこない。つまり、米販売業をやめたか、それとも小量であるため田中家からの買受けを必要としていな

いからであろう。小林豊蔵、佐藤栄之丈、高橋三郎、姉崎ヤスは荒町の米売買業者であり、小林豊蔵、佐藤栄之丈はとくに中心的な買手となっている。早見乙五郎、荒川三作、土田兵作、近磯商店は新発田の業者である。これらの米は新発田の駅まで運ばれ引渡される場合と、居蔵渡しといって田中家の蔵から直接引渡される場合とがあったの

だが、大正2年、4年に比べて大伝の細野治平などを加えてしだいに取引業者が多くなっているのがわかると思う。つまり、米価を可能な限り高く売却しようとする田中家の地主としての意図をよみとることができる。

手作地・山林経営 さて、次に、大正期における田中家の手作地経営・山林経営を考察しておこう。これらの経営をめぐる労働組織については後にみることになるが、まず、手作地経営の方から検討することにしよう。

表29は、大正期における田中家の手作地経営の変遷を数値で示している。これ以前、つまり明治期については知りえないが、明治31年の「稲刈記」によれば、山崎、信州早稲、毛白石等の品種の合計収穫が15石4斗4升1合となっている。当時の中浦村における反収が1・4石であるから、1町余の手作地であると考えてさしつかえなからう。その後、正確な面積の判明する大正5年が9反6畝であるから、この間、大きな変動はなかったものと思われる。みるように、しかし、大正6年に7反2畝、9年にも4反へと次々に経営の縮小がみられる。これは一代目九長次が亡くなったことと、労賃の高騰を直接の要因としたようである。これから、手作地経営はもはや田中家の地主経営において経済的には大きな意味をもちえていなかったといえよう。

この手作地において作られていた稲の品種をみると、大正2年には新庄内、野沢、白柳、京錦、

愛国が各々1反ずつ作付けられていたが、しだいに淘汰されて愛国系統の多肥多投品種の比率が増大している。それによって反収も大正5年の1・5石から12年には1・9石へしだいに増大しているが、村の平均にも達せず、地主が既に生産力主導層たりえていないことを端的に示しているのである。

では次に、山林経営についても簡単に触れておこう。田中家は、明治期における土地集積の過程で、同時に、村の南西に位置する真木山の一部を自己の所有に帰しているのを先にみた。元々、この真木山は、近郷農民の入会林野として利用されていたのだが、田中家の所有に帰した後、もっぱら田中家がこの経営に当たっている。その内容を簡単に述べておけば、この山林経営では、松木の伐採および販売、松茸の管理と販売を主な事業にしてきた。この内容のより詳しい分析については、労働組織の分析とともにみることにしよう。

家計構造 田中家の家計の構造をみるに当たって、まず、その金銭の支出の特徴を月別の推移のなかを探ろう。表30は、各月ごとの金銭の支出を集計したものである。この全体的な特徴をみると、平均して支出の多い月は、1、4、8、11、12月となる。この要因は必ずしも一定しているわけではないのだが、傾向的にいえば、例えば、4月は食料品（水産物）、8、12月は衣料品の購入がその支出を大きくしている。しかし、どちらかといえば年ごとの変動は大きいといえよう。それは、と

表29 大正期における手作経営の内容

	反 別	収 米	代 金	其ノ他収入	公 課	雇人給料	肥料農具代	所 得
	反 畝 歩	石	円	円	円	円	円	円
大正5年	9.7.08	14.59	175.00	10.00	17.90	127.00	21.00	19.28
大正6年	7.2.04	12.59	159.89	10.00	18.51	185.68	21.00	21.55
大正7年	7.2.04	12.98	185.61	10.00	18.51	183.00	21.00	18.39
大正8年	7.2.04	12.98	259.60	10.00	18.51	212.00	24.00	33.60
大正9年	4.0.14	7.28	212.40	10.00	9.17	222.00	24.00	17.27
大正10年	4.0.14	7.28	179.50	10.00	24.16	185.00	24.00	43.66
大正11年	4.0.14	7.28	218.40	10.00	24.16	234.00	24.00	53.76
大正12年	5.8.05	11.28	282.07	10.00	36.05	195.00	24.00	27.02

注；「田中家文書」より作成。

表30 月別家計費構成 (単位：%)

	大正2年	大正6年	大正10年	大正14年
1月	8.3	7.4	9.3	15.2
2月	5.8	4.0	4.5	4.7
3月	4.8	3.6	4.6	7.7
4月	10.1	10.3	5.3	8.9
5月	8.3	7.2	9.8	5.5
6月	6.4	10.7	7.7	7.4
7月	4.4	4.7	8.3	7.1
8月	9.9	16.1	16.0	12.5
9月	4.0	4.2	5.1	3.3
10月	7.5	7.6	12.9	5.9
11月	18.8	4.9	8.7	12.3
12月	11.7	19.3	7.8	9.5

注：「田中家文書」より作成。

くに衣料費，教育・娯楽費の急激な支出増加を要因とするものである（大正2年の11月，大正10年の10月，大正14年の1月など）。

さて，表31は，一年間の家計費を主な費目ごとに集計し，その推移をみたものである。一年間のうちでも月により大きな変動があるのをみたが，ここでは年度ごとの推移に問題を絞り，さらに詳細な考察を加えよう。

この期，各年度に渡って大きな支出となっているのが衣料費であった。家計費全体のほぼ10%前後の比重を占めている。これは九長次，孝平を中心とする礼服・式服の仕立料が毎年大きな額となっている。こうした貴奢品に対する大きな支出が特徴である。当時村長に就任していただけでなく，その交際範囲も旧藩主溝口氏との年賀・歳暮や手紙のやり取りもあり，これは社会的地位の高さを端的に示している。この費目の中には年雇に対する衣服の支給が含まれているが，他の一般衣料費自体は極めて小額となっている。

この中でとくに特徴的な動きを示すのが教育費である。大正2年の9.0%，大正6年の14.8%そして10年には33.8%に達した後，14年には5.9%に激減している。これは，この間に孝平の息子である孝正，孝直があいついで中学・農林学校に進学，県内であるが他村に下宿住いをはじめたことによる。これへの送金や月謝が一人当たり月々約80円にのぼっている。この妹たちミツ子，トキ子ら

の学費0.5円があるが，注目すべきことは，部落内の山形松次郎の子弟六左エ門の農学校の月謝を田中家が支払っていることである。額的には小さいが，いわば奨学金という恩恵の施策となっている。後の労働組織でみるように，この六左エ門は学校卒業後ただちに田中家の年季奉公に出ている。

次に食料品についてみていこう。これには住込みの年雇や日雇・手伝の農民に食事を出す場合の費用も含まれている。また，家にとって重要な行事には，例えば，結婚式等には特別の献立表がつくられ，これに沿って材料が購入される。野菜・果樹は，自家用畑で少量ずつ自給用に栽培されている。日用食品は比較的質素であるが，水産物の比重が高いのも特徴的であり，これが毎年5%前後となっている。これらの品目は具体的には次のようである。

- ・ 野菜・果樹 梨，蜜柑，バナナ，蓮根，人参，大根，夏蜜柑，胡瓜，パイナップル，玉葱，西瓜，茸，林檎，桃，白瓜，甘藷。
- ・ 日常食品 豚肉，牛肉，豆腐，コンニャク，油揚げ，卵，納豆。
- ・ 水産物 平目，小鯛，鱈，数の子，鱈子，鮭，鮎，味塩引，イカ，筋子，蒲鉾，糸魚，鯖，鱒，鯛，カレイ，ニシン，鱈，蟹，キス，干鰯，昆布。

これらを見ただけでも農民層とは隔絶した60町地主の生活様式の一部が窺い知れよう。

さて，新聞，雑誌，書籍などの教養費はどうか。みるように，これは大正10年までは年々1.5%前後だったが，14年には5・4%に急増を示している。実際，購入する本の数が著しく増えている。当時の地主の視野構造を窺う意味でこれも具体的な内容を見ると，新聞では新潟新聞，下越新聞，新発田新聞，朝日新聞などがみられる。雑誌は「世界婦人」などを定期購読しており，大正末にはこれに雑誌「改造」はじめ「主婦之友」「明星」「郷土」「新越後雑誌」「国際写真情報」「愛と力」などを加えている。この他，子ども用として「少年クラブ」「少女の友」「少女倶楽部」「日本少年」を購読している。

書籍への支出も多いが，宗教書や文学書がその中心を占めている。このうち特に文学書・専門書を具体的にあげておこう。

表31 大正期における家計構造

費目	実数 (円)				指数 (%)			
	大正2年	大正6年	大正10年	大正14年	大正2年	大正6年	大正10年	大正14年
野菜・果樹	24.31	59.44	49.43	175.72	2.4	2.7	0.9	2.8
日用食品	6.31	18.21	37.49	30.04	0.6	0.8	0.7	0.5
水産物	79.70	136.65	249.34	266.55	7.9	6.3	4.7	4.2
肉	4.90	5.21	4.15	30.60	0.5	0.2	0.1	0.5
牛乳	8.94	17.79		2.28	0.9	0.8		
菓子	16.72	24.70	53.72	160.04	1.6	1.1	1.0	2.5
酒	34.09	35.36	83.29	21.14	3.4	1.6	1.6	0.3
茶	7.73	4.18	6.05	10.62	0.8	0.2	0.1	0.2
調味料	33.05	45.21	98.74	36.02	3.3	2.1	1.9	0.6
煙草	2.81	7.39	8.22	3.15	0.3	0.3	0.2	0.1
衣料	213.60	621.02	793.48	1188.63	21.1	28.5	14.9	18.9
綿糸	7.05	9.52	17.73	62.36	0.7	0.4	0.3	1.0
什器	66.10	86.19	605.82	299.90	6.5	4.0	11.4	4.8
雑貨	86.43	173.10	170.01	247.50	8.5	7.9	3.2	3.9
光熱費	11.44	64.66	98.42	100.65	1.1	3.0	1.8	1.6
新聞・雑誌	11.77	40.17	79.09	341.50	1.2	1.8	1.5	5.4
保健・衛生	43.36	78.62	194.96	140.78	4.3	3.6	3.6	2.2
教育費	91.09	321.90	1802.30	371.55	9.0	14.8	33.8	5.9
交通・通信	18.95	25.08	110.80	89.20	1.9	1.1	2.1	1.4
交際費	64.76	47.90	225.97	179.85	6.4	2.2	4.2	2.9
労賃	1.45	99.66	97.25	1130.46	0.1	4.6	1.8	18.0
農業経営費	44.81	34.67	51.52	243.63	4.4	1.6	1.0	3.9
その他	134.51	225.15	487.07	1156.57	13.9	10.3	9.1	18.4
計	969.07	2181.78	5324.87	6288.79	100.8	99.9	99.9	100.0

注；「田中家文書」より作成。

『樋口一葉全集』『森鷗外全集』『正岡子規全集』『近松門左衛門全集』『太閤記』『夏目漱石全集』『勝海舟全集』『同文館経済学全集』『明治文化全集』『美術全集』などの全集物、『大菩薩峠』『万葉集新考』『辞林』『六法全集』『教育学綱要』『所得税本』『農民経済史』『果樹栽培講義』

などがみられる。

だが、14年になると岩波や改造社の社会科学文庫や『資本論』なども購入しているのが注目される。こうした思想的動揺がいかなる方向へ進んだ

かは知りえないが、小作争議や社会運動の激化が一石を投じていることは想像に難くないと思われる。

その他の費目で重要なのは交際費である。これは冠婚葬祭の祝儀等である。これらをめぐる生活組織の具体的姿の一端は後にみるが、この額が家々との交際の内容により、さらに、年始や歳暮の品も家々の序列が明確に決められていた、ということだけを前もって述べておこう。この交際費の中には、青年会・婦人会への寄付、寺社への寄進も毎年一定額含まれている。

補論 農民層の農家経済の内容⁽⁷⁾

この補論では、明治末年における中浦村の自作農家と小作農家の農家経済の内容を検討し、後の考察の前提として農民諸層の地主に対する定在を明らかにしておく。

まず、表32により自作農家の農家経済の内容から検討しよう。この農家は、田3町7反、畑2.5反、宅地2.7反、山林原野2.5反を所有し、中浦村の中でも比較的大きな経営に属する。家族構成を示しておく、男3、女5人の家族員のうち農業労働力となるのは男女各2人であり、その他に年雇として男2人、女1人をおいている。

この家の農業収入からみていくと、田725.9円、畑52.08円、雑収入が170余円があるが、水田と畑の労賃収入が229.4円と大きいのが特徴的であろう。これに対して農業経営費は、362.6円の年雇・臨時雇がもっとも大きく、以下、186円の肥料・種子等の流動的資本、153.9円の農舎・農機具等固定的資本への投下が続いている。この結果、農業所得として461.3円が得られ、399円の家計費を賅って61円余の剰余となる。

表32 中浦村の自小作別農家経済

(単位：円)

	自作農家	小作農家
	円	円
①農業総所得	1,197.797	661.858
田	725.900	461.256
畑	52.080	26.650
農業労賃	229.425	96.250
雑収入	170.392	77.702
②農業経営費	716.483	570.704
固定的資本	153.996	29.928
流動的資本	186.094	120.636
農業労賃	362.556	160.056
借地料	0	257.084
その他	13.837	3.000
③農業所得(①-②)	461.314	91.154
④農外所得	0	24.279
⑤家計費	399.817	110.904
農家収支計	61.497	7.529

注；「中浦村村是調査書」より作成。

次に、小作農家の家計を同様の過程を辿り、自作農家と対比しつつその特徴をみよう。

この農家の経営面積は、2町4反である。借地料275.1円、米に換算して21.5石は、当時のこの村の小作料からしてほぼ全て小作地とみてさしつかえなかろう。畑1.5反も同様である。家族構成は、男2人、女3人であり、年雇男1人を置いている。

さて、この農家の農業収入は661.9円、反当19.3円となり、自作農家の反当19.6円と比較して大きな格差ではない。特徴的な相違をあげておくと、まず第一に、農業経営費における建物・農機具等の固定的生産手段の支出が自作農家の5分の1以下に切詰められていることであろう。第二に、借地料、つまり小作料が農業支出全体の45%を占めていることである。この小作料のために反当では3.3円の赤字となり、これを畑作経営で補うという構造ができています。

以下、農業総収入から農業経営費を差引くと91.3円となるが、これでは全家計費を賅えない。それゆえ、必然的に農外収入が求められるが、この農家は氷売りという特殊な副業でこれを補填している。⁽⁸⁾ この副業収入にもかかわらず、一人当りの家計費の支出では自作農家66.6円に対して、小作農家は27.7円と極度に切り詰められていることにここで注目しなければならない。この対象農家の反収は1.5石前後を記録しており、村平均の1.4石よりもいくらか高い。平年作・凶作時には一層困窮ははなはだしいものがあつたと思われる。

このように、高率小作料が経営の大きな桎梏となり、また、小作農民層の生活を圧迫していることを確認できた。それが以下の諸点で、小作農民層が地主に依存せざるをえない諸条件をつくりだしていることを看過できない。すなわち、第一に、農機具の貧弱さは一目瞭然であるが、それが農業に不可欠である限り、この購入や貸借をめぐる地主や上層自作・自小作農家と結びつかざるをえない。第二に、この高率小作料が、農業外に収入の道を求めざるをえない構造をつくりあげている。しかも、この小作農家は特殊な副業であつたが、一般には、年雇・臨時雇等、生活の糧を求めて地主への依存傾向を強めることになる。

中浦村においても従来から北海道や関東方面へ

の長期出稼がみられたが、大正期になると村で保護会を設立するほどに婦女子の製糸工場への就労が一般化する。こうした地主のもとへの日雇・賃稼、出稼そして低賃金で劣悪な労働条件をもつ工場への婦女子の就労によってはじめて、小作農家の家の再生産が可能であったことをこの農家経済の内容は示している、といえよう。

註

- (1) 拙稿「大正期における地主と農民（一） 水稲単作地帯の一地主の事例」（『長野大学紀要』第6巻3号，1984年）。なお、本稿はこの続編であるが、これらは拙稿「1920年代における地主的支配機構と農民運動の性格」（『社会学年報』X1,1982年）とともに、大正期における地主による農民支配の構造の解明をめざす一連の研究に位置づけられる。
- (2) 家の「出自の共通」にもとづく「同族」関係と、緊密な生活上の連関をもつ「同族団」の区別については、竹内利美『家族慣行と家制度』（恒星社厚生閣）等において既に指摘がある。
- (3) これについては「公課寄付金控張」（田中家文書）を集計している。

- (4) 以下は「大寶恵」（田中家文書）による。
- (5) 地主田中家の地域政治社会における位置の一端については、前掲「1920年代における地主的支配機構と農民運動の性格」において若干触れておいた。参照願えば幸いである。
- (6) 竹俣万代の調査によれば、債務農家は自小作農家6戸（10戸中）、小作農家10戸（13戸中）であるが、一戸当りでは前者が110円であるのに対し、小作農家は80円にとどまっている。
- (7) これについては『中浦村村是調査書』（中浦村）における「中浦村現状農家収支計算」を集計しなおしている。
- (8) 前掲『中浦村村是調査書』によれば、「唯一の業務たる水稲耕作は…一反歩に付貳円八拾四錢八厘づつの損毛をなし只に業務の利益なきのみならず却て自家産出の肥料代金其他副業の利益を以て填補するも尚多少の不足を告ぐる現況なるを以て生計費は勿論業務上欠損の幾分をも弁償するの資は全く朝夕汗水を流して働く所の労力の収入に依らざるべからず」（117頁）、と述べられている。従って、小作農民たちは労働力を窮迫的に販売しなければならない条件のもとにおかれていたことを確認できる。

（未完）